

介護老人保健施設 青葉の丘
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
重要事項説明書

1. 法人及び施設の概要

(1) 法人の概要

- ① 名 称 : 医療法人社団 白寿会
- ② 所 在 地 : 東京都世田谷区等々力4丁目7番16号 石井ビル1階
- ③ 代 表 者 : 理事長 和田 博美
- ④ 電 話 番 号 : 03-3705-1003
- ⑤ F A X 番 号 : 03-3705-1902

(2) 施設の概要

(2) 施設の概要

- ① 名 称 : 介護老人保健施設 青葉の丘
- ② 所 在 地 : 神奈川県横浜市青葉区元石川町6568
- ③ 開設年月日 : 平成14年3月1日
- ④ 代 表 者 : 施設長 河西 紀昭
- ⑤ 電 話 番 号 : 045-904-2255
- ⑥ F A X 番 号 : 045-904-1511
- ⑦ 介護保険指定番号 : 1453780012
- ⑧ 併設するサービス : 介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、居宅介護支援

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション等を実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(2) 運営方針

- ・ 要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3. 営業日、営業時間及び提供時間

営業日及び営業時間を次のとおりとします。

- (1) 営業日 …… 日曜日を除く、月曜日から土曜日までの6日間を営業日及びサービス提供日とする。(年末年始12月31日から1月3日を除く)
- (2) 営業時間 …… 営業日の午前8時30分から午後5時30分まで。
- (3) 提供時間 …… サービス提供時間は午前10時10分から午後4時15分まで。

4. 通常の事業の実施地域

サービス提供地域は次のとおりとします。

- ・ 横浜市青葉区 鉄町、すすき野、大場町、あざみ野南、美しが丘、美しが丘西、荏田北、荏子田、黒須田、新石川、元石川町、みすずが丘、あざみ野、もみの木台、市ヶ尾町の一部

5. 従業者の職種、員数

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

職員の職種	人数	常勤（人）		非常勤（人）		業務・職務内容
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者(医師兼)	1		1			事業所の管理運営、職員全体の指導監督、利用者の健康管理、診察、医療業務
理学療法士	4		4			訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリ業務全般、生活動作能力等を把握し、機能維持、回復訓練や生活動作の回復への助言
作業療法士	2		2			
言語聴覚士						

6. 訪問リハビリテーション等のサービス内容

- (1) 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画等」という。）の立案
事業所の医師の診察に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画書等を作成します。
- (2) 機能訓練
訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する

7. 利用者負担の額

利用者負担の額を以下のとおりとします。

- (1) 保険給付の自己負担額は、別に定める利用料金表のとおりとなります。
- (2) 利用料として、その他の費用等の利用料は、別に定める利用料金表のとおりとなります。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

(1) サービスの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・利用をお休みされる場合は、利用前日17時までにご施設へ連絡をお願いします。
- ・体調不良時の利用はお断りさせていただきます。なお、利用中に体調の悪化がみられた場合には、原則サービスを切り上げさせていただきます。

(2) サービスの提供に先立って、次のものに記載された内容を確認させていただきます。

- ① 介護保険被保険者証
- ② 介護保険負担割合証

記載内容に変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。

9. 秘密の保持および個人情報の保護について

- (1) 利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または利用者の家族の同意を得ます。
- (3) 従業員に対して、従業員である期間および従業員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、従業員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市区町村および利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 協力医療機関

- (1) 当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関 (協力歯科医療機関)	名 称	たま日吉台病院
	所 在 地	川崎市麻生区王禅寺1105番地
	名 称	松田クリニック
	所 在 地	横浜市青葉区美しが丘西2丁目6番3号
	名 称	わたぎ歯科医院
	所 在 地	横浜市青葉区すすき野3-7-2プロスペールすすき野
	名 称	横浜新都市脳神経外科病院
	所 在 地	横浜市青葉区荏田町433番地
	名 称	青葉さわい病院
	所 在 地	横浜市青葉区元石川町4300番地
	名 称	横浜総合病院
	所 在 地	横浜市青葉区鉄町2201-5

- (2) 緊急時には、別紙「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション利用契約」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。また、緊急時にかかりつけ医療機関（指定）がありましたら事前にお知らせ下さい。ただし、緊急時になりますので必ずしも指定の医療機関への対応ができない場合があります。

12. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務部職員を充てる。
- (2) 防火責任者及び火元責任者には、各フロア担当者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
防火教育内容は、概ね次に挙げるものとする。消防計画について・職員等が守るべき事項・火災発生時及び地震発生時の対応について・その他火災予防上必要な事項について、採用時とその後必要の都度防災教育を行い、消火訓練年2回以上、避難訓練年2回以上（うち一回は夜間を想定した訓練）、通報訓練年2回以上実施をする。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

13. 要望又は苦情・相談体制

- (1) 利用者及び利用者の家族等は、当施設の提供する訪問リハビリテーション等に対しての要望又は苦情がある場合には当施設、市区町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- (2) 当施設は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- (3) 当施設は、利用者及び利用者の家族等が苦情申し出等を行なったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。
- (4) 当施設の1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

施設の相談窓口	担当窓口	雨宮 章子（リハビリテーション課）
	電話番号	045-904-2255
	FAX番号	045-904-1511
	対応時間	09:00 ～ 17:30
苦情解決責任者	施設長	河西 紀昭
	電話番号	045-904-2255
	FAX番号	045-904-1511
	対応時間	09:00 ～ 17:30

② 公的機関においても、次の機関においても苦情申出等ができます。

市町村窓口	名 称	横浜市はまふくコール(横浜市苦情相談コールセンター)
	所 在 地	〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6-50-10
	電 話 番 号	045-263-8084
	FAX番号	045-550-3615
	対 応 時 間	09:00 ~ 17:00
	名 称	横浜市青葉区高齢障害支援課
	所 在 地	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
	電 話 番 号	045-978-2429
	FAX番号	045-978-2416
	対 応 時 間	08:45 ~ 17:00
国保連窓口	名 称	神奈川県国民健康保険団体連合会
	所 在 地	〒220-0003 横浜市西区楠木27-1
	電 話 番 号	045-329-3447
	電 話 番 号	0570-022110 (苦情専用)
	FAX番号	0570-033110
	対 応 時 間	08:30 ~ 17:15

14. 職員の服務規律

職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持します。利用者に対しては、人格を尊重し丁寧に対応します。

15. 職員の研修

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。またふた月に1回、施設内研修の場を設け、職員全体の共通認識を深めることに努力します。

16. その他

- (1) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (2) 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

17. 支払方法

当施設は、利用者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び前々月の領収書を、毎月15日までに発行し、送付いたします。利用者は、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則口座振替といたします。但し、サービス利用開始日によっては、口座振替手続きが間に合わない場合、振込になる場合もあります。その際は、医療法人社団白寿会口座にお振込みください。手数料は利用者負担となります。なお、口座振替日の前日までに指定口座にご入金ください。

当施設は、利用者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者が指定する送付先に対して、領収書を送付致します。領収書の再発行は有料となる場合がありますので、大切に保管してください。

19. 介護保険サービス費 介護保険負担割合「1割」負担の方

(1) 基本料金

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション等を行った場合（1回20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度）

サービス項目	料金
訪問リハビリテーション費	336 円／回
介護予防訪問リハビリテーション費	325 円／回

(2) 訪問リハビリテーションの加算項目

項目	金額	備考
高齢者虐待防止措置 未実施減算	総単位数× ▲0.01%	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。
業務継続計画未策定減算	総単位数× ▲0.01%	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合に減算。
短期集中リハビリテーション実施加算	218 円／日	退院（所）日又は新たに要介護認定を受けてから起算して 3 月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行なった場合（1 週概ね 2 日以上、1 日 20 分以上）※リハビリテーションマネジメント加算（A）イから（B）ロまでのいずれかを算定していること。
リハビリテーションマネジメント加算イ	196 円／月	※リハビリテーション計画について、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご利用者またはそのご家族に説明を行い、同意を得て、その内容等を医師に報告すること。 ①リハビリテーションの内容や目標をリハビリテーション事業所の職員、その他関係者と共有するためのリハビリテーション会議を行い内容の記録を行うこと（医師への共有はテレビ電話でも可） ②3 ヶ月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、計画を適宜見直していること ③理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ケアマネジャーに対して、リハの観点から有する能力、自立のための支援方法、日常生活の留意点等の情報を提供すること ④理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ご利用者の自宅等を訪問し、ご利用者が利用する他の介護サービスの職員またはご家族に対して、リハの観点から日常生活の留意点、介護のアドバイス等を行うこと ⑤医師から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対して、リハの目的とリハ実施に伴う指示があること。（開始前・リハ中の注意点、リハ中止の基準、ご利用者にかかる負荷）以上に関し、記録を残すこと
リハビリテーションマネジメント加算ロ	232 円／月	リハビリテーションマネジメント加算（イ）要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
	294 円／月	リハビリテーションマネジメント加算を事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合。
認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算	262 円／週に 2 回	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から 3 月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと。

口腔連携強化加算	55 円／月	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
診療未実施減算	▲55 円／回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。
退院時共同指導加算	653 円／回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導※を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき 1 回に限り、所定単位数を加算する。
移行支援加算	19 円／日	①評価対象期間においてリハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が、100 分の 5 を超えていること ②リハビリテーションの利用の回転率 12 月/平均利用延月数≧25%であること ③評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して 14 日以降 44 日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること ④リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	7 円／回	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数 7 年以上の者がいること。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	4 円／回	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数 3 年以上の者がいること。
介護職員等処遇改善加算	所定単位数 × 1.5%	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。職場環境の改善や、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行うこと。

（３） 介護予防訪問リハビリテーションの加算項目

項目	金額	備考
高齢者虐待防止措置未実施減算	総単位数 × ▲0.01%	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。
業務継続計画未策定減算	総単位数 × ▲0.01%	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合に減算。
短期集中リハビリテーション実施加算	218 円／日	◎退院（所）日又は要支援認定日から起算して 1 月以内の期間に行なわれた場合は 1 週につきおおむね 2 日以上、1 日当たり 40 分以上。 ◎退院（所）日又は要支援認定日から起算して 1 月を超え 3 月以内の期間に行われた場合は 1 週につきおおむね 2 日以上、1 日当たり 20 分以上実施する場合。

口腔連携強化加算	55 円／月	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
診療未実施減算	▲55 円／回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。
12 か月超減算（減算なし）	-	3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
12 か月超減算（減算あり）	▲33 円／回	上記を実施しない場合
退院時共同指導加算	653 円／回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導※を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき 1 回に限り、所定単位数を加算する。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	7 円／回	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数 7 年以上の者がいること。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	4 円／回	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数 3 年以上の者がいること。
介護職員等処遇改善加算	所定単位数 × 1.5%	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。職場環境の改善や、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行うこと。

20. 介護保険サービス費以外

キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください（連絡先：電話 0 4 5 - 9 0 4 - 2 2 5 5）

時 期	キャンセル料
サービス利用日前日まで	無料
サービス利用日の当日	利用者負担の 1 0 0 %
※当日訪問時、もしくはご自宅へ向かっている最中に、私用でのキャンセルの場合には、キャンセル料が 1 0 0 % となります。	

※ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者（お客様）の別途負担となります

個人情報の利用目的

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設青葉の丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

≪介護老人保健施設内部での利用目的≫

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - － 入退所等の管理
 - － 会計・経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護・医療サービスの向上

≪他の事業者等への情報提供を伴う利用目的≫

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - － 平時から協力医療機関への病歴・健康状態等の情報共有（月 1 回の定期的な会議含む）
 - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - － 保険事務の委託
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

≪当施設の内部での利用に係る利用目的≫

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - － 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - － 当施設において行われる学生の実習への協力
 - － 当施設において行われる事例研究

≪他の事業者等への情報提供に係る利用目的≫

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - － 外部監査機関への情報提供

説明確認欄

年 月 日

サービス契約の締結に当り、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの、重要事項及び利用料の計算方法について説明をし、交付しました。

(説明担当者) 施設名 介護老人保健施設 青葉の丘

説明担当者

サービス契約の締結に当り、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの、重要事項及び利用料の計算方法について説明及び交付を受けました。

(利用者) 氏名

(代理人) 氏名
[続柄]

(立会人) 氏名